ニュースコンテナー

No. 494　　発行　2020年7月10日

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015　さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

大気汚染防止法の一部を改正する法律の公布について

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第 39 号）（以下、改正大防法）が 2020 年 6 月 5 日に公布されました。

改正大防法の概要

(1) 規制対象の拡大

石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に拡大

(2) 事前調査結果の報告義務付け

一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告の義務付け

調査方法の法定化、調査に関する記録作成・保存の義務付け

(3) 作業基準遵守の徹底

隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告

作業に関する記録の作成・保存の義務付け

施行期日

下記以外の規定：公布日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

事前調査結果の報告：公布日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

政省令等の検討状況

環境省は、改正大防法施行に向けて、石綿飛散防止技術的事項検討会を開催し、石綿飛散防止に係る技術的事項に関する課題整理と詳細な検討を行うことにより、政令案、省令案、告示案等を検討しています。

当社は、建材中の石綿含有分析に加え、特定建築物石綿含有建材調査者による既存建物及び解体前の建物の石綿の事前調査を行うことが可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料　2020 年 6 月 5 日付　官報

研究開発箇所　守屋貴志

夏季休業について（お知らせ）

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり夏季休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承戴きたくお願い申し上げます。

夏季休業日　8 月 14 日（金）

2019 年度ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ全国存在状況把握調査の結果について

2019 年度に環境省において、水環境における全国的な存在状況を把握するため実施されました有機フッ素化合物（PFCs）であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）全国存在状況把握調査について、結果が公表されました。

本調査では、各都道府県の PFOS 又は PFOA の排出源となり得る施設周辺等で調査が実施されました。地点区分ごとの調査地点数は、河川:106 地点、湖沼:4 地点 、海域:9 地点、地下水:46 地点、湧水:6 地点の計 171 地点です。

排出源となり得る施設としては、泡消火剤を保有・使用する施設、有機フッ素化合物の製造・使用の実績がある施設、廃棄物処理施設、下水道処理施設等が挙げられています。

調査を実施した 171 地点のうち、13 都府県の 37 地点において、水環境の暫定的な目標値（PFOS 及び PFOA の合算値で 50ng/L）の超過が確認されました。

埼玉県では 2 地点で実施され、本庄市元小山川（新泉橋）でPFOS+PFOA51.8ng/L、深谷市小山川（新明橋）でPFOS+PFOA24.8ng/L でした。

この他の結果も下記のURLにて、公表されています。

https://www.env.go.jp/press/files/jp/114040.pdf

当社では、PFOS や PFOA の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料　2020 年 6 月 11 日付　環境省報道発表資料

分析技術箇所　長谷川知草

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況（2017 年度実績等）について
2. 中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（第一回）の開催について
3. 水質汚濁防止法等の施行状況について（2018 年度）

耳より情報

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf

お問合せはこちら